

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	身体障害者手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、身体障害者手帳事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

身体障害者手帳交付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

平成29年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付事務
②事務の概要	当該事務は、身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第15条及び16条に規定する身体障害者手帳交付等の事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 身体障害者手帳の交付申請の受理、その申請に対する事実の審査及び応答 2 身体障害者手帳の返還の届出 3 身体障害者手帳交付台帳の整備 4 氏名の変更、居住地の変更届の受理 5 身体障害者手帳の再交付に関する申請の受理、その申請に対する事実の審査及び応答
③システムの名称	・福祉共通システム ・障害者(児)福祉システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項による別表第1の11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」若しくは「障害者関係情報」が含まれる項 (16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 障害福祉部 障害者更生相談所
②所属長	#桐山 和幸
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害者更生相談所 〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号 TEL 072-245-9195

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

